

市内産木材総合需要拡大事業実施要領

(住宅の新築又は増改築)

京都市域産材供給協会

(目的)

第1条 本事業は、日々生活する空間である住宅での木材利用を支援することで、木のある京都らしいまちなみづくりを推進することで、森林整備を促進し、地域の林業や木材関連業界の活性化、森林が有する地球温暖化防止、土砂災害防止、水源涵養といった多面的機能の維持増進を図るとともに、市内の森林保全につなげることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）が、みやこ杣木を用いた京都市内の住宅の新築や増改築等に対して支援するものである。

2 住宅の所有者（以下「申請者」という。）を対象に、その新築や増改築等に使用するみやこ杣木の購入経費（税抜）の10分の9以内（上限160千円）を補助する。ただし、1,000円未満の端数は補助額から切り捨て、超過する費用及び消費税その他必要となる諸費用は申請者負担とする。

(募集件数)

第3条 募集件数は予算の範囲内（約10件）とする。

(申請条件)

第4条 本事業の申請は、次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 京都市内に所在する住宅のうち、現在居住又は令和3年3月末までに居住予定のものに限る。ただし、賃借に供するものは含まない。
- (2) 交付対象となるみやこ杣木のうち金額の1割以上は、北山丸太又はその加工品もしくはその両方を使用すること。ただし、木塀等、屋外に据付けされる場合は適用しない。このためみやこ杣木の使用箇所の一部に屋外での利用が含まれている場合は、その分を除いた部材金額の1割以上を北山丸太の使用量とする。

なお、本事業終了後に移動可能な家具類等への利用はできない。

- (3) 本事業の目的により、交付の対象となったみやこ杣木は、その耐用年数が経過したと判断さ

れるまでは当該施設の主たる所有者又は使用者において維持・管理すること。

- (4) みやこ杣木の普及啓発のため、パンフレットやホームページ等にみやこ杣木の使用状況写真の掲載に協力すること。
- (5) 協会が行う使用状況に係る検査について、協力すること。
- (6) 他の補助金を併用する場合は、補助対象を重複してはならない。

(申請)

第5条 本事業の申請は、次の各号の書類を協会へ直接、または郵送にて正本1部、副本1部を提出しなければならない。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 申請に係る承諾書（第2号様式）
- (3) みやこ杣木使用明細書（第3号様式）
- (4) 交付対象となるみやこ杣木すべての見積書の写し
- (5) 対象施設の図面（みやこ杣木の使用箇所を表示した平面図・立面図）（任意様式）
- (6) 現場位置図（任意様式）

(補助の決定)

第6条 協会は、申請書を受理後、順次申請内容を厳正に審査し、その結果を速やかに申請者へ書面（第4号様式）にて通知する。なお、申請件数が募集件数を超えた場合は、予算の範囲内で交付する。

(事業の変更)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（第5号様式）に変更を希望する製材品等一覧（第3号様式）を速やかに協会へ提出し、書面にて協会からの承認を得るものとする。

(完了検査)

第8条 工事の完了後速やかに、申請者は協会にその旨を伝え、協会による完了検査を受けなければならない。完了検査にあたって、申請者が協会に日程調整を依頼するものとする。

2 完了検査時に、申請者は協会に次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 使用状況写真（第7号様式）

- (2) 交付対象となるみやこ柚木すべての納品書の写し
- (3) 交付対象となるみやこ柚木すべての請求書又は領収書の写し

(補助の中止及び返還)

第9条 次の各号に該当する場合は、協会は交付した補助金を申請者から返還させることが出来るものとする。

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合。
- (2) 本事業の交付対象となったみやこ柚木を、各使用箇所の用途における耐用年数を経過することなく撤去又は解体等を行った場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除く。